

保育士に求められるソーシャルワークの視点

- 児童福祉の理念からの考察 -

広島医療保健専門学校 安本 真人 (会員番号 005013)

キーワード：保育士、保護者、ソーシャルワーク

1. 研究目的

2009年における社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、社会福祉専門職のあり方について見直しが行われた。また、国家資格としての歴史は、社会福祉士や介護福祉士よりも新しい保育士。しかし、有資格者による保育の実践は、社会福祉士や介護福祉士よりも長い歴史を有する。2003年の児童福祉法改正により保育士が「児童の保育」と「児童の保護者に対する指導を行う者」として定められた。

児童福祉の理念の沿革を見ていけば、子どもに対する「保護者」の権利義務は見逃すことができない。そのことを振り返ると、児童福祉法第18条の4に規定する「保護者に対する保育に関する指導」に記される「指導」という言葉に疑問を抱く。

本研究では、子どもの成長・発達を支える保護者の役割やその保護者の子育てを支える保育者の役割について児童福祉の理念のその変遷から見ていく。この理念や変遷を明らかにした上で、保育者に求められるソーシャルワークの視点について論じていく。

2. 研究の視点および方法

本研究においては、まずはじめに、ソーシャルワークとは何かについて明らかにする。子どもが権利の主体としてその人権を尊重されなければならないことは、児童福祉の理念や子どもの権利の変遷をたどれば、その意図するところは明らかである。しかし、子どもたちが権利行使の主体として生きていくためには、周囲の大人たちの支援が不可欠である。ここでいう「大人」とは、児童憲章(1951年)や児童の権利宣言(1959年)、そして子どもの権利に関する条約(1989・1994)では、家庭、父母、法定保護者を掲げている。そして子どもたちはこの「大人」によって育てられることが唄われている。「子どもの権利に関する条約」では、父母又は法定保護者が子どもの養育及び発育について第一義的な責任を有すると規定している。

子どもについては、権利行使の主体と言われながら、父母や保護者の存在を見落とすことができない。子どもの権利に関わる規定、日本における保護者の権利義務、親権についてその内容を明らかにしながら、保護者を主軸に置いた側面的な支援者としての保育士のあり方が求められる。

また、保育所に通う同世代の子どもたちが通う「幼稚園」という教育機関。その根幹を定める教育基本法が、2006(平成18)年に改正され、そこには、「家庭教育」(第10条)

「幼児期の教育」(第11条)に関する条文が新設されている。前者については、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有する」と定めている。後者については、教育基本法第1条が定める「人格の完成」との関連で「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることをかんがみ」と定められている。

また、親子関係を規定する諸法では保護者が子どもの養育を適正に行えない時には、その権利を停止や喪失させること定められている。

つまり、保護者は子どもの養育に多大な影響を与える事を意味するものである。

子どもの権利義務に関する諸規定やその保護者による養育の権利義務に関する第一義的権利義務の視点から保育ソーシャルワークにおける保護者支援を考察する。このことを踏まえながら子育ての側面的支援を担うソーシャルワークの担い手としての保育士のあり方を論じる。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究である。資料の取り扱いについては、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針 第2指針内容 A引用に基づき適正に行う。

4. 研究結果

保育ソーシャルワークは、保育機能の拡大、すなわち「児童の保育」から「保護者への支援」=「家族支援」ととらえられるようになった。現代社会における地域社会や家庭環境の変化に伴うところが大きい。保育ソーシャルワークに求められる「保護者支援」の視点は、子どもの権利思想を支えてきた児童憲章(1951年)や児童権利宣言(1959年)、そして「子どもの権利に関する条約」という諸規定の中にも見ることができる。つまり、「保護者支援」は保育士に求められる新しい視点と言うよりも、「保育」が児童福祉の理念に立脚して展開されてきたならば、当然持ち合わせていなければならない視点の1つであったと考えられる。

古代都市国家スパルタでは、「子どもは国家の所有物」と言われた時代もあった。しかし、子どもは、その生命を誕生させた父母のもとで育まれることが本来の姿である。保育士をはじめとする子どもに関わる専門家は、子どもの育ちについて第一義的養育責任を有する父母を支援するために、ソーシャルワークの視点や技法を活用することが求められる。

子どもたちの健やかな成長を支えるために、保育士には保育技術の向上は不可欠である。しかし、保育士が働きかける対象を権利行使の主体である子どもであり、その養育についての第一義的な権利義務を有する保護者である。児童福祉法では、保育士の定義の中で、「保育に関する指導」とうたわれているが、生きる主体は誰なのか、それを支える第一義的な存在は誰なのかを再度確認するために、保育士にはソーシャルワークの視点が今後ますます重要になってくるものと思われる。